

南部町あおもり移住支援事業における地方就職支援金交付要綱

令和6年6月1日

交流要綱第5号

(趣旨)

第1 南部町は、あおもり創生総合戦略及び南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の南部町内への移住を伴う県内就職を支援するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)内の大学を卒業して、南部町に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。地方就職支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領(以下、県実施要領という。)、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2 地方就職支援金は東京圏から本県までの交通費の2分の1以内の額(百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるとし、上限額は17,000円とする。)及び東京圏からの移転費(上限108,000円)の地方就職支援金を支給する。

(交付回数)

第3 交付対象者1人につき1回を限度とする。

(対象者要件)

第4 申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費(交通費)については、在学中(卒業見込み)の場合も対象とする。
- ② 大学の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住している。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 南部町に移住したこと。ただし、就職活動等に係る経費(交通費)については、青森県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- ② 南部町あおもり移住支援事業における地方就職支援金の申請時におい

て、卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。

- ③ 南部町に、地方就職支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に青森県内に所在する企業等に就職し、青森県に移住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他申請者の居住する青森県又は南部町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(２) 就業に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が青森県内に所在する企業等に大学又は大学院を卒業・修了してから１年以内に就職していること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ② 当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付の申請)

第 5 地方就職支援金の申請者は、申請書（様式 1－1、様式 1－2 又は様式 1－3）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (１) 写真付き身分証明書
- (２) 在学証明書（卒業年度である確認ができるもの）
- (３) 交通費・移転費の領収書
- (４) 内定先企業の内定を証明できる書類（様式 2）

(5) 移住元の住所を確認できる書類

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は当該年度の1月16日までとする。

(交付決定の通知)

第6 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の請求)

第7 支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付請求書(様式4)により地方就職支援金の請求を行う。

(報告及び立入調査)

第8 青森県及び南部町は、青森県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、青森県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 交付決定者は、交付を受けた日から5年間、1年に1度町長が指定する期日までに就業・居住状況報告書(様式5)を提出しなければならない。

(返還請求)

第9 町長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

(イ) 申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

(ウ) 申請日から1年以内に南部町に転入しなかった場合

(ただし、申請時に既に南部町に住民票がある場合を除く)

(エ) 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合

(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)

(オ) 転入日から3年未満に南部町外に転出した場合

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に南部町外に転出した場合

(返還の免除)

第 10 交付決定者は、第 9 に規定する要件に該当するに至った原因が就職先の倒産、災害、病気等やむを得ない事情によるものであるときは、地方就職支援金返還免除申請書（様式 6）及び当該事情を証する書類により返還の免除を申請することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、県と協議の上、返還の免除の可否に係る決定内容を地方就職支援金返還免除承認通知書（様式 7）又は地方就職支援金返還免除不承認通知書（様式 8）により当該申請者に通知する。

（雑則）

第 11 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、県と南部町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。